

産業廃棄物の現状について

【青森県循環型社会形成推進計画における産業廃棄物処理の目標値】

- ① 令和7年度の排出量を317万4千tとする。
- ② 令和7年度の再生利用量を152万4千tとする。
- ③ 令和7年度の最終処分量を7万tとする。

1 産業廃棄物の処理体制の状況について【環境保全課】

(1) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者数は下表のとおりであり、産業廃棄物処理の重要な役割を担っている。

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者数

年度	産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業			合計
	収集運搬業	処分量	計	収集運搬業	処分量	計	
R2年度末	1,772	254	2,026	284	19	303	2,329
R3年度末	1,798	256	2,054	283	19	302	2,356

(青森市、八戸市所管分を含む。)

※ 各業における許可業者数であり、複数の許可を有する事業者はそれぞれ計上している。

(2) 産業廃棄物処理施設の状況

産業廃棄物処理施設には、焼却施設、汚泥の脱水施設等の中間処理施設と埋立処分を行う最終処分場があり、その施設数は下表のとおりである。

産業廃棄物中間処理施設数

施設の種類の	R2年度末	R3年度末
焼却	25	25
汚泥の脱水	29	28
汚泥の乾燥	3	3
廃油の油水分離	2	2
廃プラスチック類の破砕	28	27
木くず又はがれき類の破砕	453	464
シアン化合物の分解	1	1
計	541	550

(青森市、八戸市所管分を含む。)

産業廃棄物最終処分場施設数

施設の種類の	R2年度末	R3年度末
安定型	7	7
管理型	9	9
遮断型	0	0
計	16	16

(青森市、八戸市所管分を含む。)

2 産業廃棄物処理の課題について【環境保全課】

産業廃棄物の適正処理は、生活環境を保全し、産業の健全な発展を図る上で重要な課題である。このため、関係者の責任と役割分担に応じた取組が必要となる。

(1) 排出事業者処理責任等の徹底

県では、排出事業者等を対象に廃棄物処理法に関する説明会を定期的を開催し、排出事業者の責務や産業廃棄物処理基準等について周知を図っているが、依然として排出事業者の認識不足が産業廃棄物の不適正処理の原因となっている事例が多く見受けられる。

このため、排出事業者においては、排出事業者処理責任の原則に従い、産業廃棄物の発生から最終処分までの管理を徹底し、適正に処理することが必要となる。

(2) 適正処理及び減量化の推進

本県における産業廃棄物の排出量、再生利用量は増加しているが、減量化量はほぼ横ばいとなっている。

産業廃棄物の適正処理及び減量化の推進を図るためには、事業者において排出抑制及び適正な循環的利用を最大限に行った上で、中間処理による減量及び最終処分を適正に行うとともに、県においてもリサイクルルートについての情報提供などに努める必要がある。

(3) 安全性、信頼性の確保と不法投棄防止対策等

近年、産業型公害は改善傾向にあるが、廃棄物処理については、依然として不法投棄が後を絶たない状況である。

このため、国においては、廃棄物処理法を改正するなど、規制強化を図ってきたところである。県においても、排出事業者や処理業者等に対して、法令等で定める処理基準、委託基準、マニフェストによる廃棄物の適正管理及び施設の維持管理基準の遵守を指導するとともに、不法投棄等の防止対策に取り組むなど、産業廃棄物の処理に係る安全性と信頼性を引き続き確保していくことが必要である。

なお、本県における産業廃棄物の不法投棄等の件数は下表のとおりである。

本県における産業廃棄物の不法投棄等の件数

項目		R 2 年度末	R 3 年度末
前年度からの繰越	繰越件数	314	322
	解決件数	37	37
	小計	277	285
当年度案件	発見件数	69	36
	解決件数	24	8
	解決率	34.8%	22.2%
	未解決件数	45	28
年度末継続指導件数		322	313

(青森市、八戸市所管分を含む。)

(4) 最終処分場等処理施設の確保

県外最終処分場の残余容量が不足している地域では、その立地に当たり、地域住民の理解が得られないなどの困難が生じている事例も見受けられるが、本県においては、現時点では相当の残余容量がある状況である。

県では、今後も民間による施設整備が円滑に進むよう、地域住民の不安解消策やコンセンサスの確立などのために、適切な助言、指導を行っていく必要がある。

なお、本県における最終処分場の残余容量は下表のとおりである。

産業廃棄物最終処分場の残余容量

(単位：千m³)

設置主体	区分	R 2 年度末	R 3 年度末
排出事業者	安定型	17	17
	管理型	24	24
処分業者	安定型	55	53
	管理型	1,478	1,379
合 計		1,574	1,473

(青森市、八戸市所管分を含む。)

(5) 広域処理への適切な対応

県外から搬入される産業廃棄物については、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例に基づき適正処理を図る必要がある。

なお、事前協議件数と搬入量は下表のとおりである。

事前協議件数と搬入量

項目	R 2 年度末	R 3 年度末
事前協議件数	664	649
変更協議件数	35	48
搬入量(t)	316,924	323,178

(6) PCB廃棄物処理の課題

本県の高濃度PCB廃棄物に係る法定処分期限は、変圧器・コンデンサー等が令和4年3月31日で終了したところであり、安定器及び汚染物等については令和5年3月31日と差し迫っている。

高濃度PCB廃棄物の処分を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社(通称「JESCO」)に対し処分委託を行う最終期限である「計画的処理完了期限」(処分期限の1年後)を過ぎると、高濃度PCB廃棄物は事実上処分できなくなる。

県では、これまで変圧器・コンデンサー等の自家用電気工作物や、照明器具に使用されている安定器に係る掘り起こし調査を始め、テレビや新聞、ラジオ等の各種媒体を活用した広報活動、高濃度PCB廃棄物等の保管・所有事業者を対象とした立入検査を実施してきたところであるが、高濃度PCBを含有するコンデンサーが組み込まれた溶接機等の機器の存在が明らかになるとともに、主にモーターを使用する機器や業務用のエアコン、冷凍冷蔵設備などに使用されていた、高濃度PCBを含有する小型の低圧進相コンデンサーの発見事例が確認されている状況を踏まえ、事業者に対し注意喚起を図っていく必要がある。

一方、低濃度PCB廃棄物についても法定処分期限(令和9年3月31日)が迫っており、保管等の実態把握を進めていくとともに、事業者等に対し期限内処分の必要性や事業場内における電気機器の調査等について周知していく必要がある。